

# 平成 2 1 年度業務実績報告書

平成 2 2 年 6 月

独立行政法人国立大学財務・経営センター



# 《目 次》

<b>1. 国民の皆様へ</b>	1
<b>2. 基本情報</b>	
(1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要	2
i) 設置目的	
ii) 業務内容	
iii) 沿革	
iv) 設立根拠法	
v) 主務大臣（主務省所管課）	
vi) 審議等機関	
① 運営評議会	
② 研究活動委員会	
vii) 組織図	
(2) センターの所在地	3
(3) 資本金の状況	4
(4) 役員の状況	4
(5) 常勤職員の状況	4
<b>3. 簡潔に要約された財務諸表</b>	
(1) 貸借対照表	5
(2) 損益計算書	5
(3) キャッシュ・フロー計算書	6
(4) 行政サービス実施コスト計算書	6
(5) 財務諸表の科目	7
<b>4. 財務情報</b>	
(1) 財務諸表の概況	9
(2) 施設等投資の状況	11
(3) 予算・決算の概況	11
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	11

## 5. 事業の説明

(1) 財源構造	12
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	13
Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 組織の見直し状況	13
2 外部委託の検討・実施状況	16
3 事務情報化の推進状況	16
4 決算情報・セグメント情報の公表の充実	17
5 経費の削減状況	18
6 随意契約の適正化等の推進	19
7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	20
Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言	21
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	23
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究	30
4 財務・経営に関する情報提供等	36
5 国から承継した財産等の処理	41
Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	
1 自己収入の確保	43
2 人件費の削減	43
Ⅳ 短期借入金の借入状況	44
Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	44
Ⅵ 剰余金の使用実績	44
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 人事に関する計画の策定・実施状況等	45

## 1. 国民の皆様へ

平成16年4月、国立大学等は法人化という荒波の中に船出をしました。この間、当センターは、病院への長期かつ低利の融資、施設費交付、経営相談・助言、調査・研究、情報提供などを通じて、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「国立大学等」という。）と附属病院を下支えし、第1期目の中期目標期間における国立大学等の新しい船出に大きな役割を果たしてきました。

今、国立大学等は法人化の第2期に入りましたが、国立大学等および附属病院の経営環境は、第1期よりも益々厳しい状況になることが想定され、そのような状況の中で、当センターに期待される経営支援の役割は、今まで以上に大きいものがあります。

ところが、先の4月28日の事業仕分けでは、当センターのほとんどすべての事業が廃止という、たいへん厳しい結果となってしまいました。ただし、枝野行政刷新担当大臣の5月11日の国会答弁によれば「最終決定ではございません。これから、独法の新しく公募で選ばれた理事長さん等のご意見を聞きながら、主体的には文部科学省を中心にして、この仕分け結果を踏まえて、それぞれの事業のあり方、そして組織のあり方について、最終的な結論が時間をかけて導かれます」とのことです。

当センターが従来行ってきたすべての事業につきましては、政府の最終結論が出るまでは、受益者の皆様にご迷惑がかからないよう、与えられたミッションに従って、従来どおりしっかりと継続させていただきます。

国立大学等は、日本が厳しい国際競争を生き抜いていくために不可欠な科学技術における国際競争力と地域のイノベーションの源泉であり、国や地域の成長に欠かせない存在です。また、附属病院は教育・研究・高度医療・地域医療の最後の砦という、国民の医療確保の要であり、地域の皆さんにとって掛け替えのない役割を果たしています。

私は、このように大切な公的使命を果たしている国立大学等と附属病院の厳しい経営環境の打開を図り、健全な経営軌道の確保に道筋をつけ、そして、その受益者である国民や地域住民の利益が損なわれないようにするために、融資・交付、分析・支援、提言の諸機能を有機的・一体的に行うことによって、今こそ、本センターの経営支援機能をいっそう強化するべきであると考えています。

国立大学等の現場の皆様、国民、そして地域の皆様におかれましては、当センターが果たしてきた、また、これから果たそうとしている大切な役割を理解していただき、ご支援を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

独立行政法人国立大学財務・経営センター

理事長 豊田 長 康

## 2. 基本情報

### (1) 独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

#### i) 設置目的

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、「国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資すること」を目的としております。（センター法第3条）

#### ii) 業務内容

当法人は、センター法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。
- ② 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。
- ③ 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。
- ④ 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。
- ⑤ 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。
- ⑥ 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### iii) 沿革

センターは、平成4年に「国立学校設置法」（昭和24年法律第150号）に基づき大学共同利用機関と同等の位置付けとして設置され運営されてきましたが、平成16年4月に国立大学法人等の発足とともに、独立行政法人国立大学財務・経営センターとなりました。

平成 4年 4月 1日	・ 文部省に、国立学校財務センターの業務等に関する連絡協議等を行うため関係局（部）課による連絡協議会が発足
平成 4年 4月10日	・ 文部大臣裁定により、国立学校財務センターの創設準備組織要領が制定され、放送教育開発センターに国立学校財務センター創設準備に関する事務を処理するため、「創設室」を設けることが決定 ・ 準備室長に前川 正が就任 ・ 創設準備室を文部省内に設置
平成 4年 5月 6日	・ 「国立学校財務センター」の設置を内容とする「国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律」（平成4年法律第37号）が公布
平成 4年 7月 1日	・ 「国立学校財務センター」設立 ・ 初代所長に前川正（前群馬大学長）が就任
平成11年 4月 1日	・ 第2代所長に大崎 仁（前日本学術振興会理事長）が就任
平成15年 7月16日	・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律115号）が公布
平成16年 4月 1日	・ 独立行政法人国立大学財務・経営センター設立 ・ 初代理事長に遠藤昭雄（前国立教育政策研究所所長）が就任
平成22年 4月 1日	・ 第2代理事長に豊田長康（前鈴鹿医療科学大学副学長、元国立大学法人三重大学長）が就任

#### iv) 設立根拠法

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）

#### v) 主務大臣（主務省所管課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

#### vi) 審議等機関

理事長の管理運営責任の下で法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定に関して外部識者の助言機能及び意思決定の迅速化を図るべく、センター規則により次のような機関を設置しています。

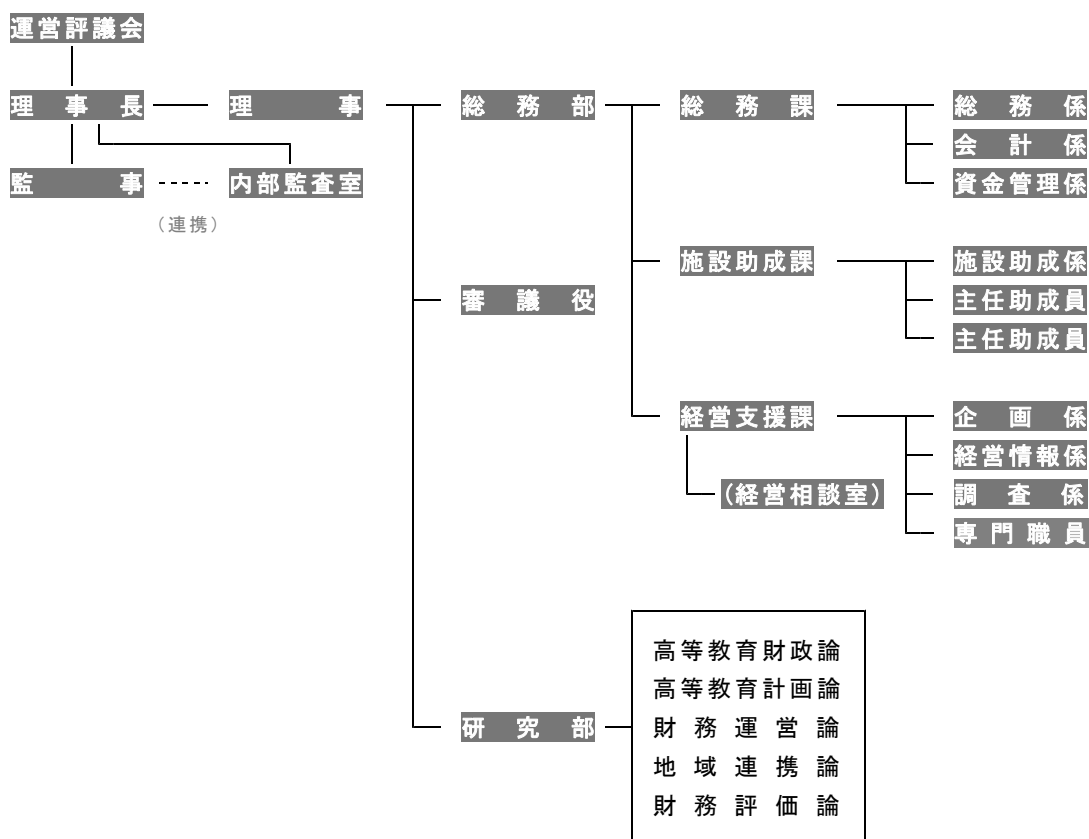
##### ① 運営評議会

業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、国立大学学長、学識経験者等（20名以内）からなる「運営評議会」を設置しています。

##### ② 研究活動委員会

運営評議会における審議のうち、専門的な事項である調査研究に関する事項について審議するため、「研究活動委員会」を設置し、審議の結果を運営評議会会長に報告することとなっています。

#### vii) 組織図



#### (2) センターの所在地

本部：千葉県千葉市美浜区若葉 2-1-2

東京連絡所：東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

### (3) 資本金の状況

センターの資本金は、平成22年3月末で96億2百万円となっています。これは、土地、建物など、国から現物出資されたものとなります。

土地については、学術総合センターに入居する4機関（当センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所、一橋大学、独立行政法人大学評価・学位授与機構）による按分による持ち分で、24億31百万円となっています。

建物等については、学術総合センター41億19百万円、キャンパス・イノベーションセンター東京（C I C東京）15億62百万円、キャンパス・イノベーションセンター大阪（C I C大阪）14億90百万円となっています。

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	9,602	—	—	9,602
資本金合計	9,602	—	—	9,602

### (4) 役員 の 状 況

（平成22年1月1日現在）

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	遠藤 昭雄※	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和45年 4月 文部省 平成 9年 7月 文化庁次長 平成10年 7月 文部省体育局長 平成12年 6月 " 学術国際局長 平成13年 1月 文部科学省研究振興局長 平成14年 8月 国立教育政策研究所長 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター理事長
理事	吉田 靖	自 平成20年 7月11日 至 平成22年 3月31日	昭和57年 4月 文部省 平成16年 7月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 平成18年 4月 国立博物館本部事務局長 平成19年 4月 国立文化財機構本部事務局長 平成20年 7月 国立大学財務・経営センター理事
監事 （非常勤）	観山 正見	自 平成20年10月 1日 至 平成22年 3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 自然科学研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 自然科学研究機構国立天文台台長 平成20年10月 国立大学財務・経営センター監事（非常勤）
監事 （非常勤）	生駒 俊明※	自 平成19年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	平成13年 5月 東京大学名誉教授 平成14年11月 日本テキサス・インスツルメンツ(株)顧問 平成15年 4月 産業再生機構非常勤監査役 平成15年 6月 日立金属(株)社外取締役 平成15年 6月 科学技術振興機構上席フェロー 平成16年 4月 国立大学財務・経営センター監事（非常勤）

（注1）担当欄については、該当がないため省略した。

（注2）氏名の右に※印のある役員は、任期満了日限りで退任し、他の役員は再任した。なお、後任役員は次のとおり。（理事長：豊田 長康、監事：小笠原 直）

### (5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成21年度末において24人（前期末比増減なし）であり、平均年齢は40歳（前期末40歳）となっています。このうち、国又は国立大学法人等からの出向者は21人であり、民間からの出向者はありません。

（注）時点は、平成22年1月1日現在。



### 3. 簡潔に要約された財務諸表

#### (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	956,419	流動負債	81,852
現金及び預金	13,563	一年以内償還予定	
有価証券	1,300	国立大学財務・経営センター債券	5,000
たな卸資産	18,620	一年以内返済予定長期借入金	13,220
施設費貸付金	361,405	一年以内返済予定承継債務	61,435
承継債務負担金債権	558,312	その他	2,197
その他	3,219	固定負債	840,300
固定資産	7,985	資産見返負債	205
有形固定資産	7,950	国立大学財務・経営センター債券	19,999
無形固定資産	34	長期借入金	323,219
		承継債務	496,877
		負債合計	922,152
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	9,602
		資本剰余金	△1,873
		利益剰余金	34,522
		純資産合計	42,251
資産合計	964,403	負債純資産合計	964,403

#### (2) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	46,826
業務費	46,642
人件費	156
減価償却費	114
施設費交付金	22,134
支払利息	21,459
その他	2,779
一般管理費	170
人件費	91
減価償却費	5
その他	74
財務費用	13
債券発行費	13
経常収益(B)	42,950
運営費交付金収益	383
共同利用施設貸付料収入	135
処分用資産賃貸収入	592
処分用資産売却収入	6,800
施設費交付金収益	13,278
受取利息	21,627
その他	134
国立大学財務・経営センター法第15条積立金取崩額(C)	3,896
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	20
当期総利益(B-A+C+D)	39

### (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	16,020
業務活動による支出	△235
人件費支出	△246
施設費交付金の交付による支出	△23,309
施設費貸付金の貸付による支出	△58,170
承継債務に係る利息の支払額	△17,163
長期借入金に係る利息の支払額	△4,255
センター債に係る利息の支払額	△243
その他の業務支出	△217
運営費交付金収入	482
共同利用施設の貸付による収入	137
承継債務負担金債権の回収による収入	66,181
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	17,163
施設費貸付金の回収による収入	10,625
施設費貸付金に係る利息の受取額	4,666
処分用資産の売却による収入	6,800
処分用資産の貸付による収入	592
施設費交付金の納付による収入	13,278
その他の収入	131
国庫納付金の支払額	△196
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	6,003
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△18,634
債券の発行による収入	4,987
長期借入れ(財政融資資金借入金)による収入	51,395
長期借入金(財政融資資金借入金)返済による支出	△8,835
承継債務の返済による支出	△66,181
IV 資金増加額(D=A+B+C)	3,388
V 資金期首残高(E)	10,174
VI 資金期末残高(F=D+E)	13,563

### (4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	4,362
損益計算書上の費用	46,826
(控除) 自己収入等	△42,464
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	295
III 引当外賞与見積額	0
IV 引当外退職給付増加見積額	△4
V 機会費用	110
VI 行政サービス実施コスト	4,763

## (5) 財務諸表の科目

### ① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：満期保有目的で保有する有価証券のうち、満期が1年以内に到来するもの

たな卸資産：売却のため保有している販売用不動産

施設費貸付金：施設費貸付事業による国立大学法人への長期貸付金

承継債務負担金債権：国立学校特別会計から承継された国立大学法人への債権

その他（流動資産）：上記以外の流動資産

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアなど独立行政法人が長期にわたって使用または利用する無形の固定資産

一年以内償還予定国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券のうち、償還期日が1年以内の額

一年以内返済予定長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金のうち、支払期日が1年以内の額

一年以内返済予定承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務のうち、支払期日が1年以内の額

その他（流動負債）：上記以外の流動負債

資産見返負債：運営費交付金・無償譲与で取得した固定資産の未償却残高

国立大学財務・経営センター債券：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため発行した債券

長期借入金：施設費貸付事業を実施する資金の調達のため借り入れた長期借入金残高

承継債務：国立学校特別会計から承継された財政融資資金への債務残高

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国からの交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

### ② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

施設費交付金：施設費交付事業による国立大学法人等への交付金

支払利息：長期借入金、承継債務、センター債の利息の支払額

その他：備品消耗品費、水道光熱費、保守管繕費等の経費

財務費用：債券の発行に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

共同利用施設貸付料収入：学術総合センター講堂・会議室の利用料金等による収入

処分用資産賃貸収入：売却のため保有している販売用不動産の賃貸による収入

処分用資産売却収入：売却のため保有している販売用不動産の売却による収入

施設費交付金収益：国立大学法人等による土地譲渡収入の一部納付による収益

受取利息：施設費貸付金及び承継債務負担金債権による受取利息

その他（経常収益）：上記以外の経常収益

### ③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・償還等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用 : 出資額を市場で運用したならば得られたであろう金額

## 4. 財務情報

### (1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成21年度の経常費用は46,826百万円と、前年度比10,251百万円増（28.0%増）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金の増13,142百万円（146.1%増）が主な要因です。

（経常収益）

平成21年度の経常収益は42,950百万円と、前年度比3,408百万円増（8.6%増）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金収益が前年度比6,880百万円増（107.5%増）となったことが主な要因です。

（当期総損益）

平成21年度の当期総利益39百万円と、前年度比2,928百万円減（98.7%減）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金が13,142百万円増（146.1%増）となったことが主な要因です。

（資産）

平成21年度末現在の資産合計は964,403百万円と、前年度末比23,283百万円減（2.4%減）となっています。これは、承継債務償還業務における国立大学法人への承継債務負担金債権の減66,181百万円（10.6%減）が主な要因です。

（負債）

平成21年度末現在の負債合計は922,152百万円と、前年度末比18,916百万円減（2.0%減）となっています。これは、承継債務償還業務における財政融資資金借入金の返済による承継債務の減66,181百万円（10.6%減）が主な要因です。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成21年度の業務活動によるキャッシュ・フローは16,020百万円と、前年度比3,631百万円減（18.5%減）となっています。これは、施設費交付事業における施設費交付金の交付による支出が前年度比14,317百万円増（159.2%増）となったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成21年度の投資活動によるキャッシュ・フローは6,003百万円と、前年度比2,060百万円増（52.3%増）となっています。これは、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業における有価証券の年度末保有額が減少したことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成21年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△18,634百万円と、前年度比4,707百万円減（33.8%減）となっています。これは、施設費貸付事業における長期借入れ（財政融資資金借入金）による収入が前年度比9,403百万円減（15.5%減）となったことが主な要因です。

主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常費用	41,864	36,227	36,496	36,575	46,826
経常収益	30,727	29,769	33,430	39,542	42,950
当期総利益（△当期総損失）	30	14	△3	2,967	39
資産	1,035,134	1,015,284	999,344	987,687	964,403
負債	980,901	967,770	955,402	941,068	922,152
利益剰余金	45,152	38,694	35,628	46,619	42,251
業務活動によるキャッシュ・フロー	△6,296	6,350	11,330	19,651	16,020
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,022	6,896	△267	3,942	6,003
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,741	△12,866	△12,162	△13,927	△18,634
資金期末残高	1,228	1,607	508	10,174	13,563

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の事業利益は19百万円と、前年度比180百万円の減（90.3%減）となっています。これは、前年度は中期目標期間の最終年度であり、運営費交付金債務の精算収益化を行ったことが主な要因です。

施設整備勘定の国立大学財務・経営センター法第15条第5項の規定による積立金の取り崩し額は、3,896百万円と、前年度比3,896百万円の増（前年度-百万円）となっています。これは、施設費交付事業等の必要額と旧学校特定財産の管理処分業務における処分用資産売却収入等との差額となります。

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般勘定	30	15	△3	200	19
施設整備勘定	△11,168	△6,472	△3,063	2,767	△3,896
合計	△11,137	△6,457	△3,066	2,966	△3,876

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

一般勘定の総資産は8,189百万円と、前年度比563百万円の減（6.4%減）となっています。これは、固定資産が減価償却等により前年度比408百万円の減（4.9%減）となったことが主な要因です。

施設整備勘定の総資産は956,214百万円と、前年度比22,720百万円の減（2.3%減）となっています。これは施設費貸付事業における施設費貸付金が361,405百万円と、前年度比47,544百万円の増（15.1%増）となったものの、承継債務償還業務における承継債務負担金債権が558,312百万円と、前年度比66,181百万円の減（10.6%減）となったことが主な要因です。

総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般勘定	9,979	9,628	9,077	8,753	8,189
施設整備勘定	1,025,155	1,005,656	990,267	978,934	956,214
合計	1,035,134	1,015,284	999,344	987,687	964,403

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

目的積立金の申請は行っていません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成21年度の行政サービス実施コストは4,763百万円と、前年度比6,632百万円増（前年度△1,869百万円）となっています。これは施設費交付事業における施設費交付金の増13,142百万円（146.1%増）となったことが主な要因です。

行政サービス実施コストの経年変化

（単位：百万円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
業務費用	11,739	7,032	3,690	△2,271	4,362
うち損益計算書上の費用	41,864	36,227	36,496	36,575	46,826
うち自己収入	△30,126	△29,195	△32,807	△38,845	△42,464
損益外減価償却累計額	261	261	505	291	295
引当外賞与見積額	-	-	2	△4	0
引当外退職給付増加見積額	22	14	11	5	△4
機会費用	163	148	109	109	110
行政サービス実施コスト	12,184	7,454	4,316	△1,869	4,763

## (2) 施設等投資の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等  
なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充  
なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等  
なし

## (3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	591	591	546	546	522	522	496	496	482	482	
産学協力事業収入	392	269	235	284	271	291	294	292	79	129	
長期借入金等	72,443	71,227	66,100	65,817	70,600	68,569	67,400	65,797	59,500	56,395	
財産処分収入納付金等	0	407	899	1,195	49	123	5,280	6,398	7,071	13,278	※1
承継債務負担金等収入	105,422	104,867	106,024	105,784	107,598	107,060	105,149	104,703	99,354	98,667	
不動産処分収入	3,577	20	6,283	0	6,300	6,300	7,800	7,800	6,800	6,800	
財産貸付料収入	740	728	733	734	616	735	668	661	621	592	
その他の収入	11,839	11,172	820	6,477	1,757	3,121	279	9	2	17	
支出											
センター事業費	356	311	317	297	299	308	280	276	276	220	
一般管理費	237	236	230	219	225	208	217	196	208	167	
産学協力事業費	392	253	235	291	271	277	294	262	79	100	
施設費貸付事業費	72,443	71,227	66,100	65,817	71,155	69,124	68,789	67,186	61,274	58,170	
施設費交付事業費	12,448	12,180	8,600	8,347	8,600	8,342	9,224	8,992	11,302	23,309	※2
承継債務等償還金	105,397	104,859	105,963	105,661	106,551	105,930	103,771	103,184	97,279	96,435	
その他の支出	3,731	139	194	210	611	298	4,791	340	438	394	

(注) 平成21年度より「財産処分納付金等」は「財産処分納付金」に名称を変更した。

平成21年度より「不動産処分収入」は「財産処分収入」に名称を変更した。

平成21年度より「不動産貸付料収入」は「財産貸貸収入」に名称を変更した。

平成21年度より「承継債務負担金等収入」は「長期貸付金等回収金」、「長期貸付金等受取利息」、「有価証券利息」に分割して区分しており、平成21年度の予算、決算は合算額を記載した。

平成21年度より「承継債務等償還金」は「長期借入金等償還」、「長期借入金等支払利息」に分割して区分しており、平成21年度の予算、決算は合算額を記載した。

※1 国立大学法人等からの財産処分収入の一部納付が見込みを上回ったことによる。

※2 見込より対象事業が増加したことによる。

## (4) 経費削減及び効率化目標との関係

当該項目については、18頁「5 経費の削減状況」を参照。

## 5. 事業の説明

### (1) 財源構造

当法人の経常収益は42,950百万円で、その内訳は、運営費交付金収益383百万円（収益の0.9%）、共同利用施設貸付料収入135百万円（0.3%）、処分用資産賃貸収入592百万円（1.4%）、処分用資産売却収入6,800百万円（15.8%）、施設費交付金収益13,278百万円（30.9%）、受取利息21,627百万円（50.4%）、その他の収益134百万円（0.3%）となっています。これを事業別に区分すると、国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業では、運営費交付金収益70百万円（事業収益の0.2%）、処分用資産賃貸料収入592百万円（1.4%）、処分用資産売却収入6,800百万円（15.8%）、施設費交付金収益13,278百万円（30.9%）、受取利息21,627百万円（50.4%）、その他の収益22百万円（0.1%）、国立大学法人等に対する財務経営支援事業では、運営費交付金収益142百万円（0.3%）、その他の収益26百万円（0.1%）、大学共同利用施設の管理運営事業では共同利用施設貸付料収入135百万円（0.3%）、その他の収益80百万円（0.2%）、法人共通では、運営費交付金収益171百万円（0.4%）、その他の収益7百万円（0.0%）となっています。

また、独立行政法人国立大学財務・経営センター法第16条の規定に基づき、施設費貸付事業に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて長期借入金をし（平成21年度51,395百万円、期末残高336,439百万円）、国立大学財務・経営センター債券を発行しています（平成21年度5,000百万円、期末残高25,000百万円）。



## (2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

### I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 組織の見直し状況 … 資料1参照

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
- また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

（注）点線枠内は「平成21年度年度計画」以下同じ。

#### (1) 役員の状況

役員については、引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2）の体制を維持した。

#### (2) 事務組織の状況

研究部において、新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手することとなったことから、これを支援するために、平成21年9月から経営支援課に新たに専門職員を1名配置した。

#### (3) 研究組織の状況

研究組織については、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制を継続した。

昨年度末で准教授が退職したため欠員となったが、平成21年9月から新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手するため教授1名を採用し、研究部長1名、教育研究職員3名の体制となった。

これらのほか、客員教員6名、外国人研究員（8/10-8/21）1名を配置した。

#### (4) 運営組織の状況

理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。

##### ① 運営評議会

理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等14名で構成）を平成21年7月と平成22年3月に開催した。

本年度は、平成21年度事業の進捗状況、平成22年度年度計画等について審議を行った。

##### ② 研究活動委員会

運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」（国立大学法人等の教員、研究者等10名で構成）を平成21年8月と平成22年3月に開催した。

本年度は、平成21年度調査研究活動の進捗状況、平成22年度年度計画のうち調査研究に係る事項、研究部人事等について審議を行った。

##### ③ 所内会議

所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。

センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。

また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。

## (5) 内部統制の状況

### ① 内部監査室

内部監査室において、平成21年4月に「平成21年度内部監査計画」を作成し、6月に「保有個人情報の管理の状況」、10月に「科学研究費補助金」、10月末から12月末にかけて「諸手当の現況確認」を実施し、監査結果について理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。

### ② 監査体制の充実・強化 … **資料2参照**

文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成20年度に係る業務の実績に関する評価」において、「監査室の充実、強化が望まれる」との指摘があったことを踏まえ、必要な規程の改正・整備を行い、10月から人員の増員（2名→3名）などの内部監査室の体制強化等を行った。

### ③ 監事監査 … **資料3参照**

平成21年6月に平成20年度期末監事監査を実施し、「平成20年度年度計画及び第1期中期計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「保有個人情報の管理の状況」について監査を実施した。また、平成21年11月に平成21年度期中監事監査を実施し、「期中における平成21年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を実施した。

なお、監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。

### ④ 規則等の見直し

国からの要請に基づき、平成21年5月29日付給与法改正に準拠し、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の支給率を一部凍結するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」の必要な改正を行った。また、同年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額の見直し及び期末・勤勉手当の支給率の引下げを行うための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。

また、旅費の節減を図るため、航空機による出張の際取得したマイルの活用、及び航空会社の提供する法人向けサービスの活用のための必要な手続き等について、平成21年10月に理事長決定を制定した。

これらのほか、必要な規則等の見直しを実施した。… **資料4参照**

## (6) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組

### ① 国立大学財務・経営支援懇談会

センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成21年6月に開催した。

### ② 社団法人国立大学協会との連携強化

センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、社団法人国立大学協会（以下、「国大協」という。）との連携を強化し、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。さらに、当センターと国大協との意見交換会を毎月1回実施した。

### ③ 国民からの意見聴取

センターの業務・マネジメントに関し、国民からの意見を聴取するため、9月からウェブサイトにおいて、随時意見募集を実施した。

## (7) 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

### ① 研修への参加 … **資料5参照**

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成21年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など14件（前年度11件）の研修に延べ26名（前年度14名）が参加した。

### ② 経費の削減・効率化のための職員への意見募集

自律的な無駄の削減への取組※の一環として、経費の削減・効率化のための職員への意見募集を12月から1月末にかけて実施し、職員から提案のあった意見について、連絡会議において報告を行った。

その後、提案のあった意見への対応について検討し、平成22年度から所属部署を越えた協力体制の推進による派遣職員の削減などを実施することとした。

※) 詳細は18頁(3)①に掲載。

## (8) その他

### ○ 新型インフルエンザに関する対応について

新型インフルエンザに関する政府の方針の踏まえ、センターにおいては、感染段階ごとの対処方針を策定するとともに、これに基づき、職員に対する関連情報の提供、感染防止策の徹底、感染時の対応などのほか、国内での蔓延を防止する観点から、学術総合センター共用会議室の貸出に関し、消毒液の設置、キャンセル料の取扱い等について配慮するなどの取組を実施した。

## 2 外部委託の検討・実施状況

2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。

### ○ 大学共同利用施設の管理運営業務

大学共同利用施設については、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務、請求補助業務及び会議室予約管理システム運用の管理業務全般について、引き続き一般競争入札による業務委託により実施した。

なお、当該管理運営業務については、配置ポストの削減（4→3）など契約内容を見直し、経費の効率化を図った。

## 3 事務情報化の推進状況

3 センターと独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合に向けた、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。

### （1）e-Taxによる消費税の申告

これまで税務署の窓口において行っていた消費税の申告について、平成21年6月申告分からインターネットを活用したe-Taxによる代行送信を導入した。

### （2）グループウェアを活用した電子決済の推進

電子決済の推進による事務の効率化を図るため、これまで実施していた購入申請の決裁に加え、1月から兼業等の許可に係る決裁についてグループウェアを活用した電子決済を導入した。

### （3）債権・債務管理システムの機能追加

昨年度に改修を行った本システムが、本年度から稼働したことによって、新たにシステム上で将来における元利金の仮定計算や繰上償還の計算及び担保管理などが可能になった。これによって債権・債務の管理が一元化されたとともに、従前作成していたExcelデータの紛失・破損などの危険防止も図られた。

#### 4 決算情報・セグメント情報の公表の充実

4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

##### (1) 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映

###### ① 国立大学財務・経営支援懇談会

センターが実施する支援事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成21年6月に開催した。

###### ② 独立行政法人評価委員会による評価結果への対応

文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、監査室の充実・強化、大学共同利用施設の利用促進のための方策、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島市及び広島大学との密接な協議、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究への着手など、必要な対応を実施した。

##### (2) 決算情報、セグメント情報の公表の充実等

平成21年度の決算において、産学協力事業に係るセグメント情報を新たに公開できるよう、財務会計システムの内部データの修正を行った。

## 5 経費の削減状況 … 資料6参照

5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。

また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き公表する。

### （1）運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況

文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。

#### a 一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況

一般管理費については、ネットワーク等のヘルプデスク業務及びホームページ更新作業の職員による実施等により、14.5%の効率化が図られた。

#### b 事業費（退職手当を除く）の効率化の状況

事業費については、ホームページ更新作業の職員による実施、消耗品費の削減等により、20.9%の効率化が図られた。

### （2）大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況

大学共同利用施設の管理運営費については、共用会議室総合管理等業務の契約内容の見直し等により経費の効率化が図られた。

### （3）その他業務効率化への取組

#### ① 自律的無駄削減への取組

「自律的に無駄の削減に取り組むべき体制の確立について（H21.5.25付高等教育局長通知）」による要請を踏まえ、センターにおける取組体制、目標及びその達成のための方策について定めた「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について（H21.10.1付理事長決定）」を制定し、経費の削減・効率化に向けた取組を開始した。これに基づき、12月から1月末にかけて、経費の削減・効率化のための職員への意見募集を実施し、職員から提案のあった意見について、連絡会議において報告を行った。

その後、提案のあった意見への対応について検討し、平成22年度から所属部署を越えた協力体制の推進による派遣職員の削減などを実施することとした。

#### ② 旅費の節減・効率化

財務省主計局の予算執行調査の結果を踏まえ、航空機による出張の際取得したマイルの活用、航空会社の提供する法人向けサービスの活用について、10月1日付理事長決定を制定し、旅費の節減を図ることとした。

### （4）業務効率化の具体的成果の公表

平成20年度の効率化の具体的成果については、業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行った。

## 6 随意契約の適正化等の推進

6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。

### (1) 審査体制の整備方針

契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施している。

### (2) 契約事務における一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制

契約事務に係る執行体制については、実施伺の場合、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定され、入札等に係る決議書の場合、「総務課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。

また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備があれば所管課等への修正を依頼している。

さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告を行っている。

### (3) 整備された体制の実効性確保

上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。

### (4) 「随意契約見直し計画」の進捗状況 … **資料7参照**

随意契約見直し計画（平成19年12月策定）に基づき、本年度の競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部固定資産使用料（4,426千円）3/31契約」の1件のみであり、これを除き、全て一般競争入札や企画競争へ移行した。

### (5) 1者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組

本年度の支出の原因となる契約の状況については、一般競争入札等14件（企画競争3件を含む。）であり、うち1社応札であったものは4件（28.6%）であった。

また、「独立行政法人等における契約の適正化について及び競争入札における一者応札・応募についての改善方策等について（平成21年7月16日付高等教育局長通知）」を踏まえ、国で講じた措置を参考に、一者応札・応募となった契約を精査し、企業等に対するアンケート調査を行い、その結果に基づき要因を分析した。この分析結果を踏まえ、応札者・応募者を増やし、より競争性を増すための改善方策を策定し、7月末にウェブサイト公表を行った。

### (6) 契約における再委託の状況の把握

再委託を行っている契約については、該当はなかった。

### (7) 契約に係る規程類

「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において要請されている契約に係る規程類の整備については、すべて対応済である。

**(8) 契約監視委員会の設置及び新たな「随意契約等見直し計画」 … 資料8参照**

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び平成21年11月24日付文科会第228号文部科学大臣通知に基づき、競争性のない随意契約の見直しの徹底及び一般競争契約等が真に競争性が確保されているか点検見直しを行うため、11月末に理事長決定を制定し、センターの監事2名及び外部有識者2名で構成される「独立行政法人国立大学財務・経営センター契約監視委員会」を設置した。

また、平成22年1月に、契約監視委員会を開催し、平成20年度の契約及び平成21年度末までに契約締結が予定されている案件に係る契約の点検を行い、センターが「点検前に自ら改善することとした内容」について、特段の指摘事項はなく、適切・妥当等と判断され、これを踏まえた「随意契約等見直し計画」について審議の結果、了承された。

**7 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合**

7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。このため、必要な準備を進める。

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）（以下、「整理合理化計画」という。）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されたことを踏まえ、本年度においては特段の措置は講じなかった。



## II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。

- ① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。
- ② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。
- ③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

#### ① 各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集・情報提供

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行っている。具体的には、センターは、国立大学法人等からの相談によって蓄積されたノウハウや専門家を活用することによって、当該相談に対する助言等を行っているところである。

平成21年度は、24件の相談があり、当該相談には全て適切に対応した。

また、9月に開催された国立大学法人等施設整備に関する説明会（文部科学省主催）において、センター審議役から、「国立大学法人が、センターの抵当権が設定されている敷地を第三者に貸与する場合の留意点」について説明した。

#### ② 外部の専門家を活用した法律相談等

センターが、国立大学法人等の財産管理に関する相談のうち、高度、かつ、専門的な内容を含む相談を受けた場合には、弁護士等の専門家に法律相談を行い問題の解決を図っている。

平成21年度の実績については、以下のとおりである。

#### （本年度の相談の実績）

相談等の内容区分	土地建物の 処分関係	土地建物の 維持管理関係	その他	合計
相談件数	8（0） 件	9（3） 件	7（4） 件	24（7） 件

※ （ ）内の数値は、法律相談で内数である。

### ③ 研究協議会の実施

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、国立大学法人等関係者を対象として、年2回の研究協議会を以下のとおり開催した。

#### 【第1回 国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会】

- テ ー マ：(1) 国立大学法人等の省エネ対策への取組について  
(2) 千葉大学における学生主体の環境マネジメントの経緯・運用・成果について  
(3) 国立大学法人の資産債務改革に関する取組状況について  
(4) 新たな整備手法による施設整備の取組状況  
(5) 事例紹介  
(5-1) 名古屋大学 附属病院図書館空調設備へのESCO事業導入について  
(5-2) 福岡教育大学 寄付による整備【屋外環境】  
(5-3) 宮崎大学 借用によるスペースの確保【サテライト歯科】について
- 開 催 日：平成21年5月18日（月）13：00～17：15  
場 所：学術総合センター一橋記念講堂  
対 象 者：国立大学法人等関係者  
参加者数：273人

#### 【第2回 国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会】

- テ ー マ：(1) 国立大学法人等の資産の現状と課題について  
(2) 不動産登記の必要性とその効果－国立大学法人も私法の享有主体－  
(3) 国立大学法人施設の有効活用に関する取組状況  
(4) 知の拠点－我が国の未来を拓く国立大学法人等施設整備の設備充実について  
(5) 事例紹介  
(5-1) 九州工業大学 弾力的な施設運用による共同研究・受託研究等の拡充  
(5-2) 秋田大学 地方公共団体からの補助金によるがん診療機器及び施設の整備
- 開 催 日：平成21年9月29日（月）13：00～17：00  
場 所：学術総合センター一橋記念講堂  
対 象 者：国立大学法人等関係者  
参加者数：267人

また、参加者に対してアンケートを行った結果、「大変参考になった」、「参考になった」と回答した者の割合が、第1回目においては94.5%、第2回目においては83.6%となり、参加者の満足度は高かった。

さらに、当センターホームページの「施設整備の情報提供」のページに、過去の研究協議会の会議資料を掲載するなど、積極的な情報提供に努めた。

## 2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

### (1) 施設費貸付事業

#### (1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付を行う。
- ② 貸付に当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。

#### ① 施設費貸付事業の実績 … 資料9参照

本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、32国立大学法人（87事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、58,170百万円の貸付を行った。

なお、翌年度繰越額184百万円については、例年にない大雪のため、工事の工程に遅れが生じたことなどの原因によるものである。

また、貸付不用額3,299百万円については、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったためであり、その他については当初計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じ、円滑に事業を実施した。

(本年度の貸付実績)

(単位：百万円)

区分	当初予算額	前年度繰越額	予算現額	貸付額	翌年度繰越額	貸付不用額
施設整備費	(28法人) (55事業) 37,683	(1法人) (1事業) 377	(28法人) (56事業) 38,060	(28法人) (56事業) 35,072	(3法人) (3事業) 184	(21法人) (32事業) 2,804
病院特別医療機械整備費	(28法人) (31事業) 23,591	—	(28法人) (31事業) 23,591	(28法人) (31事業) 23,097	—	(12法人) (13事業) 494
合計	(32法人) (86事業) 61,274	(1法人) (1事業) 377	(32法人) (87事業) 61,652	(32法人) (87事業) 58,170	(3法人) (3事業) 184	(24法人) (45事業) 3,299

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

## ② 償還確実性の審査等

### a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程（平成16年8月2日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準（平成16年8月2日理事長決定）」及び「審査基準等の運用手続き（平成18年3月15日理事長決定）」に基づき適正に審査を実施した。

### b 具体的審査内容

本年度は、前年度の国立大学法人からの文部科学省への概算要求時及び借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からセンターへの借入申請時における本審査を実施した。

事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、事業内容、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。

国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、①事業内容、②償還能力、③担保力について総合的な審査を実施した。①については申請内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるかどうか、②については借入金及び債券発行残高が診療収入の100分の400以内であるかどうか、及び借入金等元利償還額が事業年度における診療収入の100分の30以内であるかどうか、③については担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。

### c 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の推移を確認し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。

### ③ 施設費貸付事業財源の調達

#### a 長期借入金

本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から51,395百万円（平成20年度からの繰越額377百万円を含む）の長期借入を行った。

#### b センター債券の発行 … 資料10参照

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行にあたっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等IR活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社及び格付機関の選定については企画競争を実施し、主幹事証券会社については、6社から応札があり、うち2社を選定、また、格付機関については、1社から応札があり、当該業者を選定した。

#### 【センター債券発行状況】

発行総額（額面価額）	50億円
格付け	AA+（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">格付投資情報センター（R&amp;I）</span> ）
引受並びに募集の取扱者	三菱UFJ証券 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> 及び野村証券 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></span>
募集の受託会社	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> 三菱東京UFJ銀行

#### c 再貸付の実施

本年度においては、平成17年度から平成19年度までに発行したセンター債券の貸付けに係る元金相当額1,666百万円及び平成19年度及び20年度に実施した再貸付に係る元金相当額123百万円の回収が行われた。その内1,759百万円と、平成20年度に回収したセンター債券の貸付に係る元金相当額15百万円については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費への貸付の財源に充当した。なお、残額31百万円については、平成22年度に満期となる第1回センター債券の償還財源としている

（本年度の調達実績）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額				調 達 額				不 用 額 等	
	財政融資資金		債券 発行	再貸付	財政融資資金		債券 発行	再貸付	財政融資資金	
	計画額	繰越額			計画額	繰越額			繰越額	不用額
施設整備費	37,683	377	—	—	34,695	377	—	—	184	2,804
病院特別医療 機械整備費	16,817	—	5,000	1,774	16,323	—	5,000	1,774	—	494
合 計	54,500	377	5,000	1,774	51,018	377	5,000	1,774	184	3,299

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

#### d 大学の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付にあたっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降、毎月1回実施した。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成22年2月3日に条件決定し、同月25日に発行した。

なお、大学での工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないように、各国立大学法人から、月に1度、資金計画表、支払い日程調査表の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど連絡を密にして対応した。

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちにセンターに報告するよう、国立大学法人等に対し、メールマガジン及び電子メールにて周知した。

#### e 金融市場の状況把握

資金調達、特にセンター債券発行に向けて、金融市場の状況などを把握するため、証券会社等民間機関が主催するセミナーへ参加した。

##### 【セミナー参加状況】

○21.6.26	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	3名参加
○21.9.25	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	2名参加
○21.12.4	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	1名参加
○22.1.12	マクロセミナー（みずほ証券（株））	3名参加
○22.2.3	大和証券セミナー（大和証券（株））	3名参加
○22.2.15	日興コーディアル証券セミナー （日興コーディアル証券（株））	1名参加
○22.3.5	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	1名参加
○22.3.24	マクロセミナー（みずほ証券（株））	2名参加

④ 債権回収及び債務償還の状況 … 資料11参照

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収・償還は毎年度9月及び3月）した。

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）を実施したほか、8国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

本年度の債権回収については、要回収額10,625百万円に対し、10,625百万円を回収し、回収率100%であった。また、債務の償還については、回収した金額のうち8,835百万円を財政融資資金に償還した。

なお、平成22年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。

（本年度の償還実績）

（単位：百万円）

区 分	債務償還の状況						債権回収の状況		
	前年度末 債務残高	借入額	前年度繰 越借入額	元 金 償還額	年度末 債務残高	利 子 支払額	元 金 回収額	年度末 債権額	利 子 回収額
財政融資資金	293,879	51,018	377	8,835	336,439	4,255	10,625	361,405	4,666
センター債券	20,000	5,000	—	—	25,000	243			

※単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

※国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額には、国立大学法人からの繰上償還額（44百万円）を含む。

※国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額には、国立大学法人からの繰上償還に伴う弁済補償金（2百万円）を含む。

※国立大学法人からの元金回収額とセンターの財政融資資金への元金償還額の差額は、再貸付及びセンター債券償還財源に充当。

※国立大学法人からの利子回収額とセンターの財政融資資金への利子支払額の差額は、センター債券に係る利子支払額及び債券発行諸費用に充当。

## (2) 施設費交付事業

### (2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

### ① 施設費交付事業の実績 … 資料12参照

本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等（100事業）に対し、施設整備等に必要な資金23,309百万円を交付した。

なお、交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行ったところであり、本年度は計画どおり円滑に実施できたところである。

(本年度の交付実績)

(単位：百万円)

区 分	交付決定額	支払済額	確定額	次年度 確定見込額 (複数年事業)	不用額
営繕事業費	(90法人) (96事業) 5,507	(90法人) (96事業) 5,507	(90法人) (90事業) 5,332	(6法人) (6事業) 175	—
不動産購入費	(3法人) (4事業) 17,802	(3法人) (4事業) 17,802	(3法人) (3事業) 5,702	(1法人) (1事業) 12,100	—
総 計	(90法人) (100事業) 23,309	(90法人) (100事業) 23,309	(90法人) (93事業) 11,034	(7法人) (7事業) 12,275	—

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

### ② 施設費交付事業の適正な実施

施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱（以下、交付要綱という）」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、センターは、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定め合致したものか、などについて審査し、適正と認められたため交付決定を行った。

また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出された実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められたために交付金の額の確定を行った。

これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、10国立大学法人に対して、



交付対象事業に係る現地調査を実施した。

③ 施設費交付事業の財源の確保 … **資料13参照**

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、6国立大学法人及び1大学共同利用機関から13,278百万円が納付された。また、センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地について、平成21年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金6,800百万円及び平成21年6月にセンターが所有し、同法人に賃貸している未売却持分の土地使用料592百万円（※1）の収入があった。さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の資金を国債購入により運用し、32百万円（※2）の運用益を得たところである。

※1 土地使用料592百万円のうち119百万円は当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額473百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2 32百万円は平成21年度における現金収納額。その他平成22年度に満期となる国債に係る利息が0.3百万円ある。

### 3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

研究部（常勤の教育研究職員4名）では、高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営の改善を図るために、①大学の財務・経営に関する調査研究活動、②内外の高等教育財政に関する調査研究活動、③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析、④I M H E事業等への参加などを行っており、また、⑤これらの調査研究の成果の公開を積極的に進めている。

#### (1) 大学の財務・経営に関する調査研究活動

##### 3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行う。

① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。

特に、19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は主として関連文献・資料・データの収集を実施する。また、国立大学の組織・運営や財務運営等について、学長らを対象に実施したアンケート調査結果の詳細分析をとりまとめ、中間報告を行う。

国立大学の法人化以後、国からの運営費交付金と授業料収入は、国立大学法人の主要な収入源となっている。このため、平成19年度から、これらの財源を原資とする基盤的教育研究経費及び授業料の在り方について取り組むこととし、平成21年度も重点的な調査研究活動を展開した。

#### ① 国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究

国立大学法人の基盤的資金は政府から交付される運営費交付金であるが、効率化係数や経営改善係数により年々削減がなされている。このような背景を踏まえ、平成19年度から「国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究」をテーマに、今後の国立大学法人における基盤的教育研究経費の在り方について研究することとした。この研究は、国立大学法人がその使命を十分に果たすため、持続可能な活動基盤を作る上でどの程度の財務資源を必要とするかを探究するものであり、法人の健全かつ安定的な運営に資するとともに、センターの融資等業務の確実な実施を支援するものである。

具体的には、国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト（unit cost）に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域において研究を進めるとともに、これらを発展・統合していく方針である。以上を通じて、諸外国における大学に対する政府予算・補助金の決定方法の理論と実践から、我が国に適用できる要素や、国立大学法人の単位コストを明らかにするとともに、基盤的教育研究経費の概念を整理し、国立大学法人の基盤的教育研究にかかる必要額の算出方式を検討しようとするものである。

平成21年度は、まず歴史的経緯に関する調査では、国立大学の授業料や積算校費がどのような理由によって変遷してきたのかを明らかにするため、国会での議論や当時の資料を元に中間的な成果をまとめ、研究報告第11号に発表した。また、これに加え、公立大学の地方交付税基準財政需要額単位費用のデータ収集を公立大学協会や地方自治総合研究所の協力のもとに進めており、その研究成果を平成22年5月29日～30日に行われる日本高等教育学会で発表する予定である。次に国内の実証的研究については、平成20年12月から平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、学長と財務担当理事からの回答については100%の回収が出来た。その後、迅速にデータの入力・確認・整理作業を進め、一次的な集計・分析結果を報告書にまとめ、平成21年6月に全国の国立大学法人等に配布した（803部）。また、この集計・分析結果については、

日本高等教育学会（平成21年5月23日）で別途発表を行った。このアンケートのデータについては、その後さらに詳細な分析を進め、平成22年3月26日に『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書』を刊行するとともに、シンポジウムを開催した（報告書配布部数181部）。また、国内の実態把握として、平成21年7月3日に帯広畜産大学に訪問調査を実施した。

最後に国際比較研究については、まず平成19年度に米国高等教育管理者協会(SHEEO)と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算配分方法に関する調査結果については、独自の詳細分析を加えた結果を、米国の4州における事例紹介を含めて日本高等教育学会（平成21年5月23日）で発表した。また、同発表内容を論文にまとめ、後述の研究紀要および研究報告第11号にて公表している。さらに、この研究を発展的にまとめた内容を、平成22年4月30日～5月4日に行われる米国教育研究学会(AERA)年次総会で発表することが決まっている。その他、平成22年1月31日～2月7日の間、ニュージーランドにてインタビュー調査を実施し、同国大学学長会議、高等教育委員会、ヴィクトリア大学、カンタベリー大学などを訪問した。具体的には、2006年に第2回目の研究評価を終了した「業績ベース研究資金制度」(PBRF)の制度レビュー結果と次回2012年の評価への展望、2008年度から本格導入された「高等教育投資システム」と呼ばれる新しい予算制度および業績管理制度の実施状況について、政府および大学の両方から最新情報を入手することが出来た。特に「努力と成果」を反映した資金配分の利点・弱点に関する同国のレビュー結果は、今後の日本の制度を見直すにあたり有益と考えられる。

こうした研究の進捗にあわせて、平成21年度中に4回の研究会を開催し、検討を深めた。

## ② 国立大学における授業料の設定等に関する研究

国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方など、他の高等教育政策にも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、平成19年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施している。この研究は、上記の基盤的教育研究経費の研究と表裏をなしており、国立大学法人の持続可能な活動基盤を支える財源規模を公財政と家計でどのように分担するかを扱ったものである。法人の健全かつ安定的な運営を担保し、センターの融資等業務の確実な実施を支援するために行われている。

具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。

平成20年度に国立大学授業料の時系列分析を行い、戦後の推移とその変動のもとになった国会審議過程の議事録や関連資料の収集を進めたが、その成果をまとめた上で後述の研究報告第11号に発表した。また、①で先述したとおり、平成20年12月～平成21年2月にかけて、全国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、授業料制度と学内の独自学生支援制度に関する現状と将来的方向性などに関する設問への回答を得た。学内奨学金や授業料免除制度の要件が学生・家計の経済状況重視にシフトしつつある点などを指摘した分析結果については、平成22年3月26日開催のシンポジウムにて発表を行った。そして、帯広畜産大学訪問時には、授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査した。さらに、平成22年3月にオーストリアのグラーツ大学に訪問した際には、少額のフィーチャージに関する法的仕組みなどの情報を収集した。これらを踏まえて4回の研究会を開催し、議論を深めた。なお、授業料は公財政支援と並ぶ大学の主要な収入源であり、これらは基盤的教育研究活動を支える財源となるため、①の基盤的教育研究経費に関する研究と有機的に関連づけたアプローチを採用している。

## ③ 国立大学附属病院の経営実態に関する研究

平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態把握のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を本格的に開始した。国立大学附属病院は、我が国の先進的な医療の実践機関として、またその先進的な医療を支える医療人の養成機関として、或いは、近年の医師不足など医療の危機的

な状況に対し地域医療の最後の砦として、その存在意義、役割はますます高まる一方となっている。他方、国立大学附属病院に対する国からの支援は、病院運営費交付金が毎年減少していること、施設・設備の規模（減価償却費）に対して十分な経費が確保されていないことなど、国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境は非常に厳しい状況となっている。本センターでの調査研究は、このような状況をより正確に把握、分析することなどにより、国立大学附属病院の効率的な運営、ひいては国立大学附属病院に対する適切な国からの支援に繋がっていくものと考えている。また、本調査研究は、センターが行う病院再開発に対する融資等業務にも有効に活用できるものと認識している。なお、この取り組みは、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果において調査・研究の必要性が指摘されたこと、平成21年6月18日参議院文教科学委員会において、国立大学附属病院の運営状況の把握等の必要性が議論されたことにも的確に応えるものである。

## (2) 内外の高等教育財政に関する調査研究活動

- ② 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。本年度は、米国、英国、中国を中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。また、各国の大学の設置形態について比較研究を行う。

### ① 高等教育機関設置形態に関する国際比較研究

平成21年度は、国立大学法人の第1期中期目標期間終了年度であり、この重要な時期に際して、現行法人制度の位置づけを国際的見地から確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、前年度に引き続き先導的の大学改革推進委託事業を文部科学省から受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究を実施した。この研究は有識者による委員会形式で進められ、平成21年度は合計5回の研究会を開催している。このうち平成21年6月23日の研究会では、ドイツとフランスにおける高等教育制度の概況について、金子勉氏（京都大学）と白鳥義彦氏（神戸大学）から包括的な説明を受けた。国内の訪問調査については、平成21年9月3-4日に北九州市立大学と下関市立大学に訪問調査を実施している。

平成21年10月24日～31日には、オーストラリアへの訪問調査を実施し、教育雇用省、大学協会、グループ・オブ・エイト、品質保証機関、ビクトリア州政府、オーストラリア国立大学、キャンベラ大学、メルボルン大学、オーストラリア・カトリック大学からの情報収集・意見交換を実施した。特にラッド労働党政権下で大きな方針転換を迎えている点について詳細な現地情報を得ることが出来た。この訪問調査での収集情報については、平成21年11月18日に、メルボルン大学教授のサイモン・マージンソン氏と在日オーストラリア大使館のケネス・ホー氏を招き、内容の詳細な確認を実施した。さらに、平成21年11月26日-12月6日には、ドイツとフランスの訪問調査を実施した。ドイツでは、連邦教育研究省で連邦ベースの高等教育政策とガバナンス構造について調査し、個別の州政府では、近年、財団立大学の設立を進めたニーダーザクセン州の科学文化省を訪問して、新しい設置形態の目的と現状での成果・課題等を確認した。その他、ベルリン自由大学、ベルリン・フンボルト大学およびハノーバー獣医科大学に訪問し、オスナーブルック大学学長経験者へのインタビューも実施した。フランスでは、高等教育研究省で高等教育の制度設計全体と2007年大学自由責任法の目的、改革内容、新しい自立的大学設置形態の詳細情報を確認した。その他、高等教育・研究評価機関（AERES）、研究資金配分機関（ANR）、連合高等教育機関（PRES）の一つで複数の有力グランゼコールが設立したパリテックなどを訪問し、業績管理制度の概要、研究評価と研究資金配分の状況、国立研究機関と高等教育機関の連携状況、複数の機関の協力による競争力向上策などについて情報を収集した。

平成21年度末でこの研究の取りまとめを行い、報告書を作成した。

### ② 米国における州立大学の財政・財務に関する調査・研究

米国については、平成21年11月9-10日に米国大学経営管理者協会（NACUBO）の研究会に参加し、米国の大学の予算実務担当者からみた、米国の高等教育財政の現状と機関ベースにおける対応策について、情報収集と意見交換を行った。また、平成22年3月1～5日の間、米国・シカゴで開催された

比較国際教育学会（CIES）年次大会に参加し、その高等教育部会において大学改革の世界的動向と財政問題に関する情報収集と意見交換を行った。

### ③ 欧州における大学の財政・財務に関する調査・研究

平成21年8月23-26日にリトアニアで開催された欧州高等教育学会（EAIR）の年次フォーラムにおいて、英国を含めた欧州の高等教育財政と機関マネジメントのトレンド、および教育成果、学術研究、社会への波及効果に関する最新の研究成果について情報収集と研究交流を行った。また、フィンランドにおける新しい大学法にもとづく改革の設計と経過等を上記フォーラム終了後に調査した。具体的には、ヘルシンキ大学の財務担当者から政府交付金の配分方法の変更点やそれともなう内部予算制度の改革についての詳細情報を得た。さらに、複数の専門が異なる単科大学の統合により設立される財団型大学（アルト大学）の制度設計について詳細な情報を得ることが出来た。

### ④ 中国の高等教育財政に関する調査・研究

中国については、平成20年度の客員教授である北京大学教育学院准教授の鮑威氏と密接に連絡をとり、最新情報の収集に努めている。特に後述の研究紀要では、中国の高等教育財政について2点の投稿を得て、情報提供も積極的に行っている。

### ⑤ その他の国際研究交流

その他には、平成21年5月に国際公会計研究学会（開催地：イタリア・モデナ大学）で「国立大学法人が独立行政法人や国の会計基準と異なるモデルによって運用されていることを、統一的なモデルで運用しているアングロサクソン諸国と比較分析をした」研究成果を報告し、各国の研究者との情報交換と研究交流をはかった。また、平成21年9月には、欧州行政学会（開催地：イタリア・マルタ）で「国立大学における業績主義予算の実証分析」について研究成果を発表し、海外の研究者と知見を交換している。

## （3）国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析

③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成20年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去5年間の時系列比較分析を行う。

### ① 関係資料の収集

「国立大学の財務 平成21年度版」の刊行に関連して、平成20年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。

### ② 国立大学法人の財務・経営に関する分析

収集した財務諸表等の分析について、「国立大学の財務」の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。

具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書から得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようにグループ分けを前年度までと同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。

特に今年度新たに追加した分析としては、次のようなものがあげられる。まず、財務諸表が5年度分揃ったことにより経年比較分析を実施したこと。次に附属学校のセグメント情報が附属学校を持つほとんどの大学で整備されたため、そのデータを利用して分析指標の拡充を図ったこと。国立大学の損益計算書を企業会計ベースに直した場合の損益状況の試算を継続し、大学類型別に傾向を分析した

ことなどである。さらに、各国立大学法人の財務・経営情報をよりよく活用してもらうため、A4版1頁でコンパクトに見ることが出来る資料（『国立大学法人財務データ概要』）を新たに作成し、全国の国立大学に配布した。こうした成果については、『国立大学の財務 平成21年度版』を平成21年3月に刊行し、その刊行記念セミナーも開催した。

#### （４）IMHE 事業等への参加

④ OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関等との研究協力を進める。

##### ① OECDのIMHE（高等教育機関マネージメント）事業への参加等

OECDのIMHE事業については、平成21年12月に、ラトビア・リガで開催された高等教育機関における施設マネジメントに関するIMHE会議に参加し、主として欧州各国の大学施設整備の状況について情報収集を行った。また、2010年は欧州高等教育圏（EHEA）形成（ボローニャ・プロセス）の目標年となっているため、欧州の高等教育の動向には特に注目し、平成21年11月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された欧州大学協会（EUA）主催第4回欧州品質保証フォーラムに参加し、情報交換と意見交流を行った。さらに、平成22年3月には、EUAのTrend2010発表会議（オーストリア・ウィーン）に参加し、大規模なアンケート調査をもとにしたボローニャ・プロセス最終年の総括をいち早く確認した。

##### ② 外国人研究員（客員教授）の招聘

平成21年度は、外国人研究員（客員教授）として、ノルウェーのオスロ大学教授のトム・クリステンセン氏を平成21年8月に招聘し、日本の国立大学法人制度を国際的視点から検討するとともに、ノルウェーの高等教育制度との比較研究を実施した。その成果は、ワーキングペーパーとして取りまとめられている。

#### （５）調査研究成果の公開 … **資料14参照**

⑤ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。

##### ① 高等教育財政・財務研究会

高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、第2期中期目標期間にかかる課題を学長経験者を中心とした方々からお話し頂き、平成21年4月18日、6月20日、9月12日、12月12日、2月27日に計5回開催した。

##### ② シンポジウム

外部の研究者等からの知見等を得ることなどを目的として毎年シンポジウムを開催している。平成21年度については、平成22年3月26日に全国の国立大学学長・財務担当理事・学部長に宛てたアンケートの分析結果をもとに、「国立大学法人第2期中期目標・計画期間の課題」と題したシンポジウムを開催した。

なお、このシンポジウムとは別に、平成22年3月25日に、「国立大学の財務 平成21年度版」の概要と分析結果を説明するためセミナーを開催している。

### ③ 講演会

海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の研究者や本センターの外国人研究員（客員教授）による講演会を年2回程度開催している。平成21年度は、平成21年7月14日に「『大学の反省』を読み直す」をテーマに、猪木武徳氏（国際日本文化研究センター所長）による講演会を開催した。また、平成21年8月20日には、「大学のガバナンス構造－国際的視点から見た日本の国立大学制度－」をテーマに、トム・クリステンセン氏（オスロ大学教授）による講演会を開催した。

さらに、平成21年9月25日には、ペンシルバニア大学教授のロバート・ゼムスキー氏を招聘し、米国の高等教育改革の動向について講演会を開催した。

### ④ 研究紀要

センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、平成21年度は平成21年8月に『大学財務経営研究』（第6号）を刊行した。

### ⑤ 研究報告等

先述のとおり、アンケート集計・分析結果についての中間報告書を平成21年6月に、さらに国立大学財務・経営センター研究報告第11号『国立大学法人における授業料と基盤的教育研究経費に関する研究』を平成21年8月に刊行し、全国の国立大学法人等に配布した。また、上記のシンポジウム開催に合わせて『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書』を刊行し、全国の国立大学に配布した。さらに、ディスカッションペーパー「国立大学法人化の目指したものは達成されたか?!」（前熊本大学学長・崎元達郎氏）を平成22年1月に刊行している。

研究部の刊行物は、基本的にすべて当センターのウェブサイトで公開しており、平成21年4月～平成22年3月のダウンロード件数は総計15,662件となっている。

### ⑥ 基盤的調査研究の成果

その他各専任教育研究職員の基盤的調査研究の成果は資料14のとおりである。

### ⑦ 社会貢献

高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に学識経験者として次のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。

山本 清	文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員
丸山 文裕	文部科学省政策評価に関する有識者会議委員
水田 健輔	文部科学省今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議 キャンパス計画検討ワーキンググループ委員
澤田 佳成	国立大学協会経営支援委員会病院経営小委員会委員

## 4 財務・経営に関する情報提供等

### (1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供 … 資料15参照

(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、必要に応じて改善を図る。
- ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

#### ① 財務・経営に関する調査研究成果の提供

平成21年5月に開催した「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」において、当センターの刊行物を配布した。また、平成21年8月に「大学財務経営研究第6号」を刊行、また、10月には「研究報告第11号」を刊行し、各国立大学法人等へ配布するとともに、ホームページへ掲載した。

なお、冊子希望者に対し随時配布を行っている。

<<配布件数>> (平成22年3月末現在)

- 大学財務経営研究第6号 574冊
- 研究報告第11号 601冊

#### ② 「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布

「国立大学法人経営ハンドブック第3集」を広く一般に情報提供し、その活用の促進を図るため、本センターホームページに掲載している。

また、「国立大学法人経営ハンドブック第1集」の電子化を行った。平成22年度にホームページへ掲載する予定である。

#### ③ 「国立大学の財務」(平成21年度版)の刊行・提供

平成20事業年度国立大学法人決算に基づいた、財務諸表等データの集計・分析業務等を平成21年10月より開始し、その結果を取りまとめ、「国立大学の財務」(平成21年度版)として、平成22年3月に刊行した。

<<配布件数：553冊(平成22年3月末現在)>>

なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務(平成21年度版)刊行記念セミナー」を平成22年3月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部の教員から詳細に解説した。

#### ④ 「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催

国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成21年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を実施した。

平成21年度の新しい取組みとして、各大学の参考とするため財務レポートや環境報告書を収集、展示した。

また、各国立大学法人等における財務レポート及び環境報告書の作成の参考に資するため、センターのホームページにこれらへのリンクサイトを作成し、公開した。



⑤ 「国立大 F & M マガジン（メールマガジン）」の発刊 … **資料 1 6 参照**

本センターの情報提供活動の一環として、各種事業イベント案内、文部科学省からの情報、大学における経営実績レポート、経営相談 Q & A 情報等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大 F & M マガジン」を原則月 1 回発刊している。（本年度実績12回）

また、バックナンバー等をホームページに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等については別途閲覧可能とするなど、広く普及に努めている。

《配信件数：2,849件（平成22年3月末現在）》

**(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言 … 資料 1 7 参照**

(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言

国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。

実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開した。

『財務経営支援研究会調査・相談員 16名 病院経営支援研究会調査・相談員 16名』

(平成21年度)

**【財務経営支援研究会】**

① 取組事例の情報提供

各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成20事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載した。

さらに、その中から3つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

調査概要については、平成22年度早々に情報提供する予定である。

② アンケート調査の実施

各国立大学法人において今後の業務に資する情報となることを期待し、調査・相談員等の協力のもとアンケート様式等を作成のうえ、大学経営における先進的取り組みに関するアンケート（授業料等・人事評価）を実施した。

なお、授業料等については、すべての国立大学法人、人事評価については、76の国立大学法人から回答いただき、定量的データに加工のうえ、全国立大学法人へ調査結果をフィードバックした。

③ 第3回国立大学法人若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

私立大学教授による基調講演、全体討議・分科会・発表等の内容で現場職員の目線で企画・構成され、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、分科会等の討議結果を取りまとめ、ホームページへ掲載した。

『開催日：平成21年11月12日～13日』

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会、113名』

④ 第2回国立大学法人係長クラス勉強会の開催

経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることが重要である国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を開催した。

独立行政法人理事による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、グループワークの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成22年1月20日～21日

参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会 84名』

#### 【病院経営支援研究会】

##### ① 取組事例の情報提供

各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供した。

さらに、取りまとめた事例の一部について取組事例ワーキンググループによる各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

調査結果については、平成22年度早々に情報提供する予定である。

##### ② 第3回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

病院事務部長からの基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で病院の若手職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成21年11月19日～20日 参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 97名』

##### ③ 人事労務ワークショップの開催

各国立大学附属病院における「病院職員としての明確な将来像を見出すこと」を目的として、国立大学附属病院の人事労務系の職員を対象としたワークショップの開催した。

人事労務の専門家による講演、グループワーク・全体討議といった内容で、病院の人事労務系職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

『開催日：平成21年10月13日～14日 参加者数等：国立大学附属病院 56名』

##### ④ 医事ワークショップの開催

各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを開催した。

民間病院職員の基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成22年2月18日～19日 参加者数等：国立大学附属病院 83名』

#### 【経営相談等】

若手職員勉強会（財務経営・病院経営）、（病院経営）契約手法改善ワークショップ参加者、医事ワークショップ参加者によるマーキングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。

・勉強会マーキングリストの活用による相談等件数 85件

【財務経営 6件 病院経営 79件】

・契約手法改善WS・医事WSマーキングリストの活用による相談等件数 218件

【契約WS 138件 医事WS 80件】

### (3) 大学共同利用施設の管理運営

#### (3) 大学共同利用施設の管理運営

- ① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。

- ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実
- イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実
- ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供
- エ) 業務の外部委託の促進

大学共同利用施設については、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務などの管理業務全般について、引き続き、業務委託により実施した。

#### ① 施設の利用促進

##### ア) 広報活動の充実

大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上を目指し、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めたほか、平成21年度は下記の取組を行った。

- ・パンフレットのリニューアル。
- ・DMの発送等
  - i) 昨年に引き続き、会員数200名以上の学会、会議コーディネイト会社等へ発送。
  - ii) 首都圏以外の各国立大学法人及び国公立大学の入試担当課へ発送。
  - iii) 会議室予約管理システムに登録されている利用者へメールにて発信。

##### イ) 情報提供サービスの充実

共用会議室予約システムにより、センターのウェブサイトから共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるサービスを提供している。

##### ウ) 施設利用に伴うサービスの提供

利用者の要望に応じて、会場の下見サービスや会場設営サービスを実施している。

##### エ) 業務の外部委託の促進

平成21年度は引き続き下記について外部委託を実施した。

- ・予約受付補助業務
- ・利用者サポート業務
- ・会場設営サービス業務
- ・請求補助業務
- ・会議室予約管理システム管理業務

##### オ) その他

平成21年度は、会議室201～203の利用促進のため、会議室間の壁を撤去し、一体利用を可能とした。これに伴い3室一体利用時の割引料金の新設を行う料金改訂を行うとともに、その内容をホームページ及びメルマガにより周知を行った。

② 施設の設置目的を考慮しつつ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。

② 大学共同利用施設の稼働率 … **資料18参照**

平成21年度の平均稼働率は、67.43%（前年度53.69%）であった。前年度比13.74ポイントの増加となり年度計画の目標を達成した。

③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。

③ アンケート調査結果

利用者へのアンケート調査の結果、満足度は100%であった。平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%以上となり年度計画の目標を達成した。

また、アンケート及び口頭による利用者からの要望については、速やかに対応した。

アンケート調査の回収率については、24.05%（前年度12.56%）であった。回収率の向上のための取組として、8月に学術総合センター1階・2階にアンケート箱を設置したほか、アンケート提出に協力していただくよう促した。

④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。

④ キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置

キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付けを行った。

**（4）国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用**

（4）国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への共用を行う。

また、国立大学法人等の協力を得て、これに必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。

国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成20年度決算データの整理・追加等を行い、平成22年3月から追加データを含めた供用を開始した。また、利用促進のため「データ更新のお知らせ」を利用機関に周知した。

平成21年度は、新たに2国立大学法人から利用登録申請があり、平成21年度末における利用登録は、80国立大学法人、4大学共同利用機関法人、（独）国立高等専門学校機構、（社）国立大学協会となった。

## 5 国から承継した財産等の処理

### (1) 旧特定学校財産の管理処分 … 資料19参照

#### (1) 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

##### ① 広島大学本部地区跡地

地元自治体との協議を進め、可能な限り早期に処分できるよう、その促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。

##### ② 東京大学生産技術研究所跡地

独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。

#### ① 広島大学本部地区跡地の状況

広島大学本部地区跡地（以下、跡地という）については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下、プロジェクトという）として、その利用が図られることとされ、その事業予定者が平成19年4月24日に決定された。センターは、その跡地の処分について、プロジェクト事業予定者と協議を進めてきたが、平成20年8月13日に事業予定者の代表会社の民事再生手続きが開始され、同年9月8日に事業予定者から撤退の申し出がなされた。

さらに、次点の事業予定者も協議を行ったが、平成20年12月19日、その事業予定者からも協議中止の申し出がなされた。

このため、広島市及び広島大学において、プロジェクトの事業スキームの再構築の検討がなされ、センターは、平成21年7月末、広島市に対し土地等の取得期限を延長し、さらに、平成22年3月末までに、あらためて土地等の取得期限を協議することを了解した。

その後、広島市から、実現性が高くかつ具体的な事業スキーム案が提示されたため、平成22年3月30日に、センターは土地等の取得期限を平成24年度まで延長することを了解した。

センターとしては、広島市及び広島大学との密接な協議を行い、今後も早期の処分に努めていくこととしている。

#### ② 東京大学生産技術研究所跡地の状況

東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されているところ。

平成21年度は、平成21年4月24日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日付けで所有権を移転した。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行った。

なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定である。

(2) 承継債務償還 … 資料20参照

(2) 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還などを実施（回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月）している。

本年度の債権回収については、要回収額66,181百万円に対し、66,181百万円を回収し、回収率100%であった。また、承継債務の償還については、回収した全額を国に償還した。

なお、平成22年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。

(本年度償還実績)

(単位：百万円)

区 分	承継債務償還の状況					債務負担金債権の回収状況	
	債務承継額	前年度末債務残高	元 金償還額	年 度 末債務残高	利 子支払額	元 金回収額	利 子回収額
附属病院整備に係る債務	1,000,987	624,493	66,181	558,312	17,163	66,181	17,163
附属病院整備以外に係る債務	3,750	—	—	—	—	—	—
合 計	1,004,737	624,493	66,181	558,312	17,163	66,181	17,163

※ 単位未満を四捨五入しており、各欄の合計と表示合計は一致しない場合がある。

### Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 1 自己収入の確保

- 1 自己収入の確保  
大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。

#### ○ 大学共同利用施設に係る収入

大学共同利用施設については、DM発送など利用促進のための広報活動の充実や会議室201～203の3室一体利用の可能化等の取組の結果、以下のとおり貸付料収入が増収となった。

・学術総合センターの共用会議室 126,575千円（103,036千円）

※（）書は平成20年度の実績。

#### 2 人件費の削減

- 2 人件費の削減  
平成21年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて4%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。  
なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

#### ① 常勤役職員に係る人件費

平成21年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、197,842千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し21.6%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。

#### ② 給与規則等の見直し

国からの要請に基づき、平成21年5月29日付給与法改正に準拠し、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の支給率を一部凍結するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」の必要な改正を行った。また、同年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額削減及び期末・勤勉手当の支給率の引下げを行うための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。

#### ③ 事務職員の給与水準 … **資料21参照**

平成21年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は111.7となった。

これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は101.3となり、国家公務員と同程度の水準である。

#### ④ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況

レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。

#### ⑤ 法定外福利費の状況

法定外福利費については、下記の支出実績があった。

・外国人研究員宿舍借上費	126千円
・健康診断費	311千円
・役員普通傷害保険料	310千円
・職員労災保険（法定外補償）	89千円
・供花・弔電代	18千円

#### IV 短期借入金の借入状況

平成21年度において、実績はなかった。

#### V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績

平成21年度において、実績はなかった。

#### VI 剰余金の使用実績

平成21年度においては、前中期目標期間繰越積立金のうち19,728千円を取崩し、前中期目標期間において自己収入で購入した固定資産の減価償却額に充当した（※）。

※）現金の支出を伴わない、会計上の処理である。



## VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 人事に関する計画の策定・実施状況等

#### (1) 人事に関する計画

##### 1 人事に関する計画

###### (1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

###### (2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

#### ① 人事管理の方針

昨年度末で准教授が退職したため欠員となったが、平成21年9月から新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手するため、教授1名を採用し、研究部長1名、教育研究職員3名の体制となった。

また、この調査・研究を支援するために、平成21年9月から経営支援課に新たに専門職員を1名配置した。

人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。

#### ② 職員研修 … 資料5参照

職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成21年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など14件（前年度11件）の研修に延べ26名（前年度14名）が参加した。